

[つり上げ荷重1t未満移動式クレーン運転業務
特別教育カリキュラム]

<対象者>

つり上げ荷重1t未満移動式クレーンの運転者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条9号（特別教育を必要とする業務）

クレーン取扱い業務等特別教育規定・クレーン等安全規則

<学科教育カリキュラム>

講習 内容	1. 移動式クレーンに関する知識	3.0時間
	2. 原動機及び電気に関する知識	3.0時間
	3. 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2.0時間
	4. 関係法令	1.0時間
	合計	9.0 時間

<実技教育カリキュラム>

講習 内容	1. クレーンの運転	3.0時間
	2. クレーンの運転のための合図	1.0時間
	合計	4.0 時間